
種 別： 判例研究

タイトル： 生命保険約款の無催告失効条項と消費者契約法 10 条

著 者： 甘利 公人

所 収： 『上智法学論集』第 56 卷 1 号（平成 24 年 8 月）95-108 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

判例研究

生命保険約款の無催告失効条項と消費者契約法 10 条

甘利 公人

最高裁平成 24 年 3 月 16 日判決 平成 22 年（受）第 332 号 生命保険契約存在確認請求事件、金融・商事判例 1389 号 14 頁

控訴審 東京高裁平成 21 年 9 月 30 日判決 平成 21 年（ネ）第 207 号、生命保険契約存在確認控訴事件、金融・商事判例 1327 号 10 頁

第一審 横浜地裁平成 20 年 12 月 4 日判決 金融・商事判例 1327 号 19 頁

1. 本件の争点

保険契約の保険契約者は、保険者に対して保険料支払い義務を負っている（保険法 2 条 3 号）。保険契約者がこの義務を履行しなかった場合について、保険法には特別の規定はない。したがって、債権法の一般原則によれば、保険者は、履行の強制（民法 414 条 1 項）、契約解除（民法 541 条）、損害賠償請求（民法 415 条）をすることになる。契約解除の場合には、相当の期間を定め催告をしたうえで、契約解除の意思表示が必要となる（民法 541 条）。しかし、保険実務では、月払いの場合には払込期月の翌月末日まで猶予期間があり、この猶予期間に払込がないときには、猶予期間末日の翌日に保険契約は失効するという、いわゆる無催告失効約款がある。この失効約款の有効性については、生命保険約款そのものの法的拘束力を認めて、その有効性も認められている（東京地判昭和 48 年 12 月 25 日判タ 307 号 244 頁）。

本最高裁判決の原審である東京高裁は、この失効約款である無催告失効条項について、消費者である保険契約者側に重大な不利益を与えるおそれがあるの

に対して、その条項を無効にすることによって保険者が被る不利益はさしたるものではなく、民法1条2項に規定する基本原則である信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるから、消費者契約法10条の規定により無効になる、と判示した⁽¹⁾。

しかし、本件最高裁判決の多数意見は、多数の保険契約者を対象とするという保険契約の特質をも踏まえ、本件失効約款において、保険契約者が保険料の不払をした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮をしていることに加え、保険者において保険料払込みの督促を行う実務上の運用を確実にした上で本件約款を適用していることが認められるのであれば、本件失効条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たらないものと解され、原判決は猶予期間の解釈を誤ったものであることは明らかであり破棄を免れない、と判示したうえで、更に審理を尽くさせるため本件を原審に差し戻した。これに対して、反対意見は、民法541条で求められる催告期間よりも長い猶予期間を定める条項と自動貸付条項を検討したうえで、また督促の実務を批判して、結論において原判決が相当であるとする。このように最高裁でも、失効約款の有効性について判断が分かれたのであり、以下では多数意見と反対意見を比較しながら、本判決を検討する。

2. 事実の概要

(1) X(原告・控訴人・被被告人)は、Y(被告・被控訴人・上诉人)保険会社との間で、平成16年8月1日に医療保険契約(以下「本件医療保険契約」という)を、平成17年3月1日に生命保険契約(以下「本件生命保険契約」といい、本件医療保険契約と併せて「本件各保険契約」という)をそれぞれ締結した。本件各保険契約は、消費者契約法10条にいう「消費者契約」に当たる。

(2) 本件各保険契約の保険料の支払は、月払とされていたところ、本件各保険契約に適用される約款(以下「本件約款」という)には、月払の保険料の弁済期と保険契約の失効に関して、次のような条項がある。

ア 第2回目以後の保険料は、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで(以下「払込期月」という。)の間に払い込む。

(1) 神作裕之・保険法百選161頁(2010年・有斐閣)に掲載の文献等を参照。また、落合誠一「生命保険の継続保険料不払いと無催告失効条項の効力」大谷孝一博士古希記念・保険学保険法学の課題と展望239頁以下(2012年・成文堂)も参照されたい。

イ（ア） 第 2 回目以後の保険料の払込みについては、払込期月の翌月の初日から末日までを猶予期間とする。

（イ） 上記猶予期間内に保険料の払込みがないときは、保険契約は、上記猶予期間満了日の翌日から効力を失う（以下、この条項を「本件失効条項」という。）。

ウ 保険料の払込みがないまま上記猶予期間が過ぎた場合でも、払い込むべき保険料と利息の合計額（以下「保険料等の額」という。）が解約返戻金の額（当該保険料の払込みがあったものとして計算し、保険契約者に対する貸付けがある場合には、その元利金を差し引いた残額。以下同じ。）を超えないときは、自動的に Y が保険契約者に保険料相当額を貸し付けて保険契約を有効に存続させる（以下、この条項を「本件自動貸付条項」という。）当該貸付けは上記猶予期間満了日にされたものとし、その利息は年 8% 以下の Y 所定の利率で計算するものとする。

エ 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して 1 年以内（本件医療保険契約の場合）又は 3 年以内（本件生命保険契約の場合）であれば、Y の承諾を得て、保険契約を復活させることができる（以下、この条項を「本件復活条項」という。）この場合における Y の責任開始期は、復活日とする。

（3） X は、平成 18 年 7 月ころ、病院での検査の結果、特発性大腿骨頭壊死症と診断され、同年 11 月ころから月に 2、3 回ほど電気治療を受けている。本件各保険契約の保険料は口座振替の方法によることとされていたところ、平成 19 年 1 月を払込期月とする同月分の本件各保険契約の保険料につき、保険料振替口座の残高不足のため、同月中に払込みがされず、同年 2 月中にも払込みがされなかった。

（4） X は、平成 19 年 3 月 8 日、Y に対し、1 月ないし 3 月分の保険料相当額を添えて本件各保険契約の復活の申込みをしたが、Y は、同月 16 日、X の健康状態を主たる理由に復活の申込みを承諾しないことを決定し、同月 19 日、X にその旨告知した。X は、Y が本件各保険契約は平成 19 年 2 月末日の経過で失効したと主張しているため、現在まで本件各保険契約の保険料を供託している。

（5） そこで、X は、本件失効約款が保険料の払込期月後の 1 か月のみを払込猶予期間とし、同猶予期間内に当該保険料の払込みがない場合に、保険契約を同猶予期間満了日の翌日から失効させるものであり、当該条項は、月払契約の場合の猶予期間を翌月 1 か月のみとしている部分について、公序良俗、信義則に反し、又は、消費者契約法 10 条に該当して無効である、と主張した。ま

た、Xは、払込期月の1か月と8日後に保険料を支払っていることから、いまだ本件各契約は失効していないこと、仮に本件各契約が失効したとしても、Xは、本件各契約の復活の申込みをしているので、これを不承諾としたYの行為は、信義則に反し、権利の濫用であって許されず、したがって、本件各契約は、既に復活しているものとして、Yに対し、本件各契約がいずれも存在することの確認を求める訴えを提起した。

第一審は、本件各条項が消費者契約法10条に該当して無効となるかについて、消費者契約法10条前段の要件を満たすとしたうえで、同法10条後段に規定する民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものとの要件に該当するかについて、本件各条項が消費者契約法10条後段の要件を満たすとはいえない、と判示してXの請求を棄却した。

しかし、控訴審では、次のとおり判断し、本件失効条項は消費者契約法10条により無効であるとして、Xの請求を認容した。

(1) 本件各保険契約の第2回目以後の保険料の弁済期限は、本件約款に定められた猶予期間の末日であり、本件失効条項は、弁済期限の経過により直ちに本件各保険契約が失効することを定めたものである。

(2) 本件自動貸付条項及び本件復活条項は、契約の失効によって保険契約者が受ける不利益を補う手段として十分ではないし、上告人が従来から実務上保険料支払債務の不履行があった場合に契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行っていたか否かは、本件失効条項の効力を判断するに当たって考慮すべき事情には当たらない。

そして、Yが上告したのであるが、最高裁は次のように判示して、原審を破棄して差し戻した。

3. 判旨（破棄差し戻）

「(1) 前記事実関係によれば、本件約款においては、第2回目以後の保険料は払込期月の間に払い込むべき旨が明確に定められているのであって、第2回目以後の保険料の弁済期限は各払込期月の末日であることが明らかである。本件約款に定められた猶予期間は、保険料支払債務の不履行を理由とする保険契約の失効を当該払込期月の翌月の末日まで猶予する趣旨のものというべきである。そうすると、本件失効条項は、保険料が払込期月内に払い込まれず、かつ、その後1か月の猶予期間の間にも保険料支払債務の不履行が解消されない場合に、保険契約が失効する旨を定めたものと解される。

(2) 本件失効条項は、上記のように、保険料の払込みがされない場合に、その回数にかかわらず、履行の催告（民法 541 条）なしに保険契約が失効する旨を定めるものであるから、この点において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である保険契約者の権利を制限するものであるというべきである。

(3) そこで、本件失効条項が信義則に反して消費者の利益を一方向的に害するものに当たるか否かについて検討する。

ア 民法 541 条の定める履行の催告は、債務者に、債務不履行があったことを気付かせ、契約が解除される前に履行の機会を与える機能を有するものである。本件各保険契約のように、保険事故が発生した場合に保険給付が受けられる契約にあっては、保険料の不払によって反対給付が停止されるようなこともないため、保険契約者が保険料支払債務の不履行があったことに気付かない事態が生ずる可能性が高く、このことを考慮すれば、上記のような機能を有する履行の催告なしに保険契約が失効する旨を定める本件失効条項によって保険契約者が受ける不利益は、決して小さなものとはいえない。

イ しかしながら、前記事実関係によれば、本件各保険契約においては、保険料は払込期月に払い込むべきものとされ、それが遅滞しても直ちに保険契約が失効するものではなく、この債務不履行の状態が一定期間内に解消されない場合に初めて失効する旨が明確に定められている上、上記一定期間は、民法 541 条により求められる催告期間よりも長い 1 か月とされているのである。加えて、払い込むべき保険料等の額が解約返戻金の額を超えないときは、自動的に Y が保険契約者に保険料相当額を貸し付けて保険契約を有効に存続させる旨の本件自動貸付条項が定められていて、長期間にわたり保険料が払い込まれてきた保険契約が 1 回の保険料の不払により簡単に失効しないようにされているなど、保険契約者が保険料の不払をした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮がされているものといえる。

ウ さらに、Y は、本件失効条項は、保険料支払債務の不履行があった場合には契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う実務上の運用を前提とするものである旨を主張するところ、仮に、Y において、本件各保険契約の締結当時、保険料支払債務の不履行があった場合に契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う態勢を整え、そのような実務上の運用が確実にされていたとすれば、通常、保険契約者は保険料支払債務の不履行があったことに気付くことができると考えられる。多数の保険契約者を対象とするという保険契約の特質をも踏まえると、本件約款において、保険契約者が保険料の不払をした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮をした上記

イのような定めが置かれていることに加え、Yにおいて上記のような運用を確実にした上で本件約款を適用していることが認められるのであれば、本件失効条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たらないものと解される。

(4) そうすると、原審が本件約款に定められた猶予期間の解釈を誤ったものであることは明らかであり、本件約款に明確に定められている本件失効条項について、Yが上記(3)ウのような運用を確実にしていたかなど、消費者に配慮した事情につき審理判断することなく、これを消費者契約法10条により無効であるとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるというべきである。

以上によれば、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上の見地から更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。」

また、裁判官須藤正彦の反対意見は、次のとおりである。

私は、本件約款の消費者契約法10条後段該当性の点で多数意見と見解を異にし、結論において原判決を相当と考えるので、以下に述べることにしたい。

1 消費者たる保険契約者は、保険料の不払(残高不足)がある場合に、民法541条が適用されその催告による注意喚起があれば、そのことを知らないときはそれに気付くなどして、催告期間中に保険料を納付して保険契約上の債務不履行状態を解消し、保険契約の失効という事態を回避できる。保険契約者にとって、保険契約が失効することは致命的なことであるから、同条により履行の催告を受けることのできる地位は、基本的かつ重大な利益である。されば、多数意見も、本件失効条項自体については、任意規定の適用による場合に比し、消費者である保険契約者の権利を制限するものであるというべきである(消費者契約法10条前段該当)とするところである。

しかるころ、更に多数意見は、本件約款上に民法541条で求められる催告期間よりも長い猶予期間を定める条項及び自動貸付条項(以下、この二つの条項を併せて「本件配慮条項」という。)が定められていることに加えて、保険料払込みの督促の実務上の運用を確実にした上で本件約款を適用していることが認められるのであれば、本件失効条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものには当たらない(消費者契約法10条後段該当否定)とする。私は、この点については同調できない。

2 まず、本件配慮条項の方であるが、次のとおり、そのうちのいずれもが催告の代償措置には値しないものというべきである。

(1) 第1に、本件失効条項における1か月の猶予期間の点についていえば、

我々の生活実感からすればそれは瞬く間に過ぎてしまう期間ともいえないでないし、医療保険契約や生命保険契約が失効することは保険契約者にとって死活問題ともいえることとの対比においては、保険会社は一種の継続的契約関係である保険契約関係における当事者間の信義誠実の原則としてみだりに契約関係が失効することのないよう努力すべきであり、信頼関係を破壊させる特段の事情が生じているわけではないのにわずか1か月の遅滞（2回の不払）程度でそれを失効させてしまうのは相当でないという見方も成り立ち得る。民法 541 条で求められる催告期間より長い1か月としたということが、債務者（保険契約者）の権利の制限（不利益）にどれだけ配慮しているのか甚だ疑わしいところである。のみならず、上記に述べたところからも明らかなおり、催告期間とは、債務者（保険契約者）からみれば、債務不履行状態を解消する機会として与えられた期間であるから、その前提として、債務者（保険契約者）が債務不履行に陥っていることを知って初めて意味あることである。したがって、その起算点は、債務者（保険契約者）が債務不履行に陥っていることを知った日となるべきものである。しかして、多数意見の述べるとおり、保険契約者は保険料支払債務の不履行があったことに気付かない事態が生ずる可能性が高いのであって、その場合、払込みの督促通知がそれより後れて（一定期間経過するのが通常であろう。）債務者に到達するときは、その到達した日が債務不履行に陥っていることを知った日であるから、その日がいわば起算点となって期間が進行するというべきである。単純に、民法 541 条により求められる催告期間と本件の失効の猶予期間の1か月とを比較するのは正しくなく、弁済期限たる払込期末日から督促通知の到達日までの期間が1か月という期間から差し引かれた上で比較されなければならないというべきである。例えば、本件の場合、原審の確定した事実によれば、平成 19 年 1 月の払込期月の末日の後、同年 2 月 14 日に督促通知を送付したことが認められるところ、通常、同様の時期に上記通知がされるとすれば、保険契約者が債務不履行を知るであろう同月中頃から同月末日までの約 2 週間程度が債務不履行解消可能期間となるにすぎないから、実質的にみれば本件の失効の猶予期間は、民法 541 条により求められる催告期間よりもさして長いわけではなく、この面からしても配慮の意味は乏しいといわねばならない。

(2) 第 2 に、本件自動貸付条項も、解約返戻金が十分に発生していなければ保険契約者には貸付けがされるわけではないから意味があるものとも思えない。例えば、本件の場合においても、原審の確定した事実によれば、本件医療保険契約では解約返戻金そのものが発生しないものであり、本件生命保険契約

でも契約締結後の年数経過の不足のためそれが発生していなかったというのであるから、本件自動貸付条項をもって保険契約者の権利の制限(不利益)を緩和する事由として考慮することは困難といわねばならない。

結局、本件配慮条項が消費者たる保険契約者の権利の制限(不利益)を緩和する程度は相当に低く、そうすると、消費者の利益を一方的に害するものには当たらないとする結論を導く根拠として実質的に意味があり得るのは、払込みの督促の実務の確実な運用ということに殆ど尽きるといってもよいように思われる。

3(1) そこで、この払込みの督促の実務について検討するに、もとより、約款の条項の消費者契約法10条該当性の判断においては、約款外の実務の運用も考慮されるべきであって、なるほど、払込みの督促通知によって、保険契約者は債務不履行に陥っていることを気付かされ得る。殊に、例えば、督促通知がされるだけでなく、残高不足で振替が行われなかった場合に備えてコンビニエンス・ストアからの保険料振込の用紙をも保険契約者に送付し、それだけでなく、保険会社担当者から、保険料の連続未収の場合には保険契約が失効する旨の説明・教示もしかるべく行うというのであれば、それ自体としては、一層そのようにいえよう。そして、そのような運用が確実に行われるのであれば、保険契約者は着実に債務不履行について注意を喚起されるだろう。だが、その督促通知をすることも、その運用が確実であることも、あくまで事実上のものにしか過ぎない。払込みの督促をすべきことが約款上に規定されているわけでもないから、法的義務とはならず、法的保護の埒外にある。そもそも、督促通知の実務上の運用が確実に行われているということがどのようにして確かめられるのか疑問であるが、そのことは別にしても、「確実」といわれる実務の中で、万一、保険会社が現実に督促通知を行わなかったとしても、保険契約者は、保険会社を相手としてなすすべもない。また、払込みの督促の実務上の運用は法的に何ら担保されてなく、これを廃止するのに何らの障碍もない。つまり、保険会社がコストカット(経費節減)を実施することが求められる場合、人件費等を少なからず要するとみられるそれは、経済合理性に基づいて高い優先順位でコストカットの対象となり得、容易にそれを廃止するか、そうでないとしても極めて形骸化したものにし得るといえる。

そうすると、実務上払込みの督促を行っていることにより、民法541条を適用しないことによる保険契約者の権利の制限(不利益)がカバーされるものとはいい難い。

(2) 本件失効条項は、保険契約における保険料は少額であること、そのよ

うな保険料の支払義務が不履行の場合に催告を行うことにはコストがかかり、また、その最終的解決方法として強制履行や損害賠償という方法は非現実的であること、保険制度は多数人との保険契約の締結を前提とするのであるから、迅速に多数の保険契約関係を処理する必要があることなどに由来するものであろう。払込みの督促の旨を本件約款上に規定すれば、それが法的義務になるわけであるが、そうしないのも同様の理由によるものであろう。効率よく保険契約関係が解消処理されることは、結果的には、保険契約者が保険料支払義務から早期に解放されるという点で、また、保険契約者集団全体の保険の原資の確保に資し、民法 541 条に基づく催告を要求することに基づく保険会社のコストの増大による保険契約者全体の負担の増加を防止できることになるという点で、保険契約者側にも利点もあるという側面もあるが、上記に照らせば、本件失効条項や払込みの督促の運用は、結局のところ、私企業たる保険会社が迅速かつ低コストといった経済合理性を追求することによるものであろう。だが、保険約款の消費者契約法 10 条該当性を論ずる局面では、ひとり企業にとっての経済合理性等から考えられるべきではなく、たとえコスト減が制限され、それが全体の契約者等の負担にはね返るような事態になるとしても、個々の消費者としての保険契約者の目線や立場でも議論が進められるべきであろう。そもそも、その少額多数というのも保険会社側の論理であって、当該保険契約者の立場からすれば「少額」でもないし、「多数」でもないだろう。保険給付金額は、甚だ多額である。保険契約者は、保険会社にとっては無数の保険契約者のうちの 1 人にしか過ぎないが、当該保険契約者にとって保険会社はそうではない。保険契約が失効した場合に当該保険契約者に与える影響は致命的なもので、特に、保険契約者は、将来の健康状態の悪化による万一の事態における生活保障を得るためにこの生命保険という金融商品を取得することが多いと思われる、それが失効して保険給付が受けられなくなると、その頃に健康状態が変化しているときは新たな生命保険契約の締結が至難ということになりかねず、かくては、保険契約者の生活保障に深刻な打撃を与えるということにもなり得るのである。

しかも、肝腎なことは、保険契約者がこの本件失効条項の存在、内容を必ずしも十分に理解していないであろう事情に加えて、事業者たる保険会社と消費者たる保険契約者間の情報力・交渉力において圧倒的な格差があることよりすると、払込みの督促の実務が事実上されなくなった場合に、保険契約者には、契約の対等な当事者としてそれを復活させる交渉も期待できないし、また、そのための手立ても十分には持ち合わせていないということである。払込みの督

督促通知の廃止又は形骸化が生じた場合に、保険契約者が、改めて裁判所に本件失効条項の無効の主張を持ち込むことも実際には期待し難い。

そうすると、払込みの督促の実務の運用が確実にされているとしても、それが事実上のものにとどまる限りは、やはり、事業者たる保険会社が消費者の正当な利益に配慮せず、迅速かつ低コストの事務処理という自己の利益を専ら優先させて消費者たる保険契約者の基本的かつ重大な利益を損なっているものとみるよりほかないのである。

4 (1) 以上要するに、本件配慮条項があることに加えて実務の運用で督促通知が確実に実行されている事実が認められるとしても、それらをもってしては、消費者たる保険契約者には、民法 541 条の催告を受けて不履行状態を解消することができるのと同等の地位が法的に担保されていないままであるといえる。結局、本件約款の下においては、事業者たる保険会社が消費者たる保険契約者の正当な利益に配慮せず、自己の利益を専ら優先させて消費者の利益を害する結果をもたらすものといわざるを得ない。したがって、本件失効条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たり、消費者契約法 10 条前段に加えて同条後段にも該当して無効というべきである。

(2) さすれば、本訴訟を契機に、保険会社において、契約の解除のために通常行われているような催告が至難ということであるとしても、少なくとも、督促通知を行うべきことを約款上に明記するなどこれを法的に義務付けるようにすべきである。その場合、督促通知の内容、体裁は、例えば、猶予期間を経過すれば失効する（「失効することがある」ではなく）旨を他の字より太文字で、かつ、その箇所には太赤下線を施すなど、保険契約者の注意を喚起するに十分な記載をするような方向での取組を進めることを期待したい。外国の立法例では、催告ないしは書留郵便による督促を法的に義務付けているものもあるようであり、そのことよりすれば、上記のようなことは、保険会社に対して難きを強いるものとは到底思えないところである。

4. 評釈

本件失効条項について、民法 541 条の履行の催告なしに保険契約が失効する旨を定めるものであるから、任意規定の適用による場合に比べて、消費者である保険契約者の権利を制限するものであるという点においては、原審も本判決も一致している。しかし、本件失効条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものか否かについて、その判断が分かれている。

(1) 失効条項と民法 541 条の催告の比較

多数意見は、①保険料の支払いが遅滞しても直ちに保険契約が失効するものではなく、この債務不履行の状態が一定期間内に解消されない場合に初めて失効する旨が明確に定められていること、②上記一定期間は、民法 541 条により求められる催告期間よりも長い 1 か月とされていること、③払い込むべき保険料等の額が解約返戻金の額を超えないときは、自動的に Y が保険契約者に保険料相当額を貸し付けて保険契約を有効に存続させる旨の本件自動貸付条項が定められていて、長期間にわたり保険料が払い込まれてきた保険契約が 1 回の保険料の不払により簡単に失効しないようにされているなどを理由として、保険契約者が保険料の不払をした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮がされている、という。

これに対して、反対意見では、次の理由により催告の代償措置には値しない、という。

①本件の場合、原審の確定した事実によれば、平成 19 年 1 月の払込期月の末日の後、同年 2 月 14 日に督促通知を送付したことが認められるところ、通常、同様の時期に上記通知がされるとすれば、保険契約者が債務不履行を知るであろう同月中頃から同月末日までの約 2 週間程度が債務不履行解消可能期間となるにすぎないから、実質的にみれば本件の失効の猶予期間は、民法 541 条により求められる催告期間よりもさして長いわけではなく、この面からしても配慮の意味は乏しいといわねばならない。

②本件自動貸付条項も、解約返戻金が応分に発生していなければ保険契約者には貸付けがされるわけではないから意味があるものとも思えない。例えば、本件の場合においても、原審の確定した事実によれば、本件医療保険契約では解約返戻金そのものが発生しないものであり、本件生命保険契約でも契約締結後の年数経過の不足のためそれが発生していなかったというのであるから、本件自動貸付条項をもって保険契約者の権利の制限（不利益）を緩和する事由として考慮することは困難といわねばならない。

結局、本件配慮条項が消費者たる保険契約者の権利の制限（不利益）を緩和する程度は相当に低く、そうすると、消費者の利益を一方的に害するものには当たらないとする結論を導く根拠として実質的に意味があり得るのは、払込みの督促の実務の確実な運用ということに殆ど尽きるといってもよいように思われる。

以上の催告についての評価は、多数意見と反対意見では、その評価が真っ向から対立するのであるが、それが如何ほどのものであるかというのは言い過ぎ

であろうか。この点について参考となるのは、割賦販売法では、20日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告する旨を定めている（同法5条）。また、本判旨では、民法541条に定めている解除の意思表示については何ら言及されていないが、これについては検討する必要がないのであろうか。たとえば、定期行為の解除権（民法542条）や定期売買の解除（商法525条）と比較したときに、失効条項は保険契約者にとって極めて不利なものになっていないかの検討も必要である。

(2) 保険料払込みの督促を行う実務上の運用

本判旨は、Yにおいて、本件各保険契約の締結当時、保険料支払債務の不履行があった場合に契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う態勢を整え、そのような実務上の運用が確実にされていたとすれば、通常、保険契約者は保険料支払債務の不履行があったことに気付くことができると考えられ、多数の保険契約者を対象とするという保険契約の特質をも踏まえると、本件約款において、保険契約者が保険料の不払をした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮をした定めが置かれていることに加え、Yにおいて上記のような運用を確実にした上で本件約款を適用していることが認められるのであれば、本件失効条項は信義則に反して消費者の利益を一方向的に害するものに当たらないものと解される、と判示した。

この点については、保険者の督促についての実務上の運用を問題にしているが、反対意見は、少なくとも、督促通知を行うべきことを約款上に明記するなどこれを法的に義務付けるようにすべきであり、その場合、督促通知の内容、体裁は、例えば、猶予期間を経過すれば失効する（「失効することがある」ではなく）旨を他の字より太文字で、かつ、その箇所に太い赤下線を施すなど、保険契約者の注意を喚起するに十分な記載をするような方向での取組を進めることを期待したい、とまで述べて実際の保険会社の実務上の運用については懐疑的である。

(3) 差戻審では何を審理するのか。

本判決は、Yが判旨(3)ウのような運用を確実にしていたかなど、消費者に配慮した事情につき審理判断することなく、これを消費者契約法10条により無効であるとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるというべきであり、以上によれば、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れず、そして、以上の見地から更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする、と判示した。しかし、いったい何を審理するのであろうか。Yの上記(3)ウのような運用とは、おそらく保険者の督促について

の実務上の運用が確実行われているかどうかであろう。しかし、この審理については、困難な点が多いであろう。たとえば、督促についての実務上の運用が確実行われているかどうかをどのように判断するのか。保険業界全体についてなのか、訴訟の当事者となっている保険契約者だけで良いのか。後者の場合には、通常はがきなどにより督促が行われているが、それが確実になされこの証明は保険者に困難を強いるものにならないか。

また、本判旨は、その権利保護を図るために一定の配慮をした上記イのような定めが置かれていることに加え、Yにおいて上記のような運用を確実にした上で本件約款を適用していることが認められるのであれば、本件失効条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たらないものと解される、と判示している。上記イのような定めが置かれていることとは、民法 541 条で求められる催告期間よりも長い猶予期間を定める条項及び自動貸付条項を指しているのであるが、とくに自動貸付条項については、それだけで保険契約者の権利保護を図るために配慮しているかは疑問である。自動貸付条項があっても、本件の場合のようにそれが機能しない場合であってもよいのかどうか不明である。

さらに、本判旨は、本件約款において、①保険契約者が保険料の不払をした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮をした、いわゆる本件配慮条項が置かれていることに加え、②Yにおいて実質的な督促の運用を確実にした上で、本件約款を適用していることが認められるのであれば、本件失効条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たらない、と判示している。この判旨によれば、①の本件配慮条項が置かれ、それが機能しており、かつ②の督促が確実に行われているという、2つの条件を満たした場合にのみ、本件失効条項は消費者の利益を一方的に害するものに当たらないことになる。この2つの条件を満たしていることの立証は、保険会社にとって極めて厳しいものになるであろう。

以上述べたところから、本判旨には疑問があり、私は、反対意見に賛成である⁽²⁾。

(4) 無催告失効約款の真の問題点

失効約款の有効性が裁判で争われるのは、失効後に保険契約者が復活できない場合があるからである。本件の場合には、保険契約者が失効前に特発性大腿骨頭壊死症に罹患したことにより、保険者が復活を承認しなかったことによる

(2) 甘利公人・保険毎日新聞 2010年2月10日号4頁以下参照。

ものである。その他の裁判例によれば、失効後復活の申込みをしている間に被保険者が死亡したり、失効時に病気に罹患していた保険契約者が告知義務違反をせざるを得ない状況にあり、復活後に告反を問われる場合、あるいは契約前発病不担保条項を援用される場合、失効後に復活したとしても再度自殺免責期間の始期が復活の時からになることなどがある。

そこで、ドイツ保険契約38条3項のように、失効後1か月以内であれば保険者の承諾を必要とすることなく、復活を認めることにより保険契約者の保護を図ることができるのであり、保険法に同様の規定がないことが、このような復活にまつわる多くの紛争の原因である。

なお、今年の4月から、一部の大手生保保険会社が、復活制度や自動貸付条項等を廃止した約款による商品売り出している。この商品改定が、本判決との関係でどのような意味を有するのかわかりませんが、保険契約者の保護を蔑ろにするものであるならば、時代に逆行するものであり、生命保険業界への信頼を失墜するものではないかと危惧している。

(本学法学部教授)